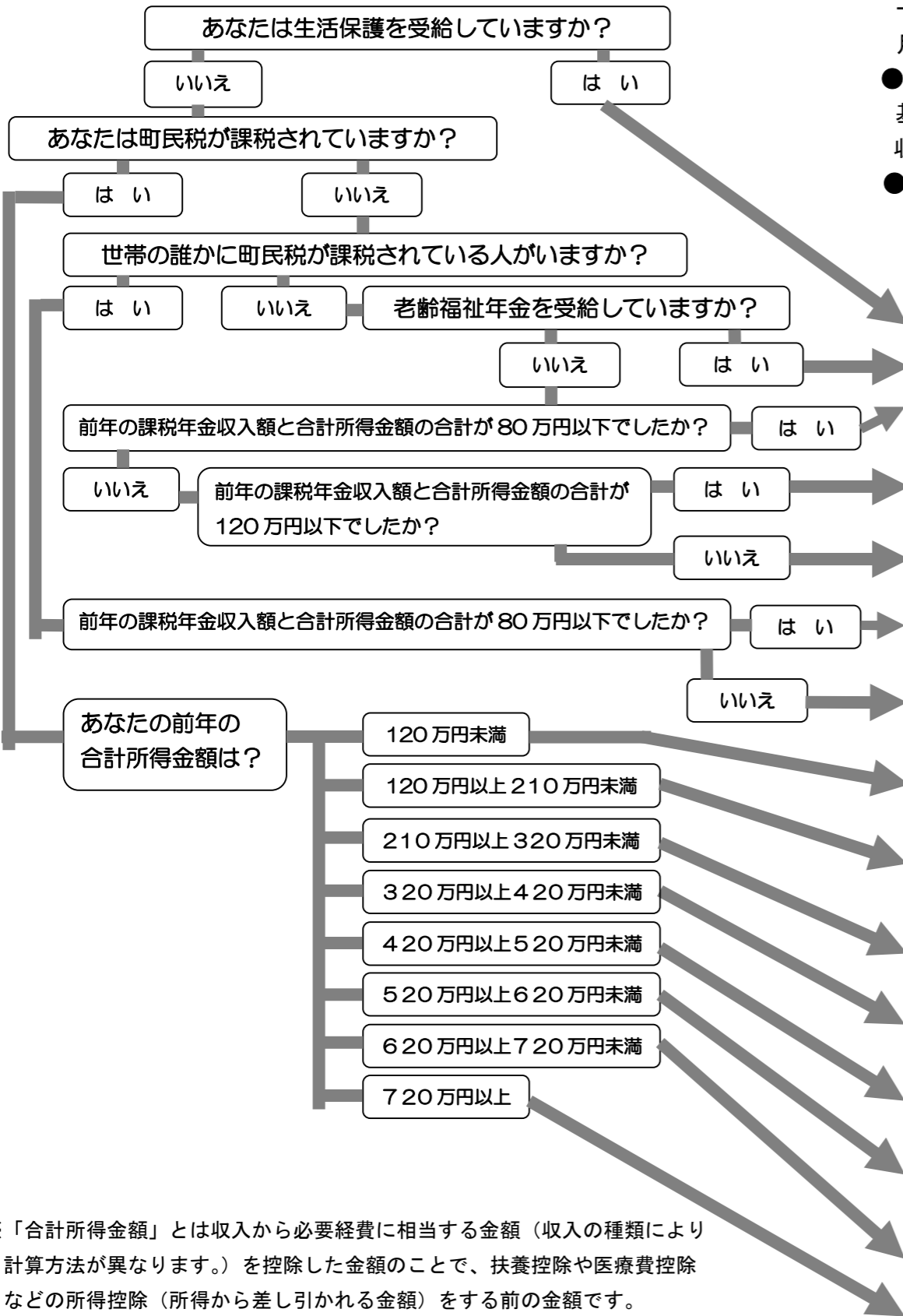


令和6年度 介護保険料の納付が始まります

●あなたの介護保険料は



●保険料を納める方は

一宮町に住民票のある65歳以上の方（住所地特例の方を含む）に納めていただきます。また、年度の途中での転入や65歳到達の方は、月割（当該事由の前日の属する月の分から）で保険料を納めていただきます。

●介護保険料の算定方法

基準額（58,200円）は、一宮町の介護サービス給付に必要な費用から算定したものです。一人ひとりの年間介護保険料は、収入や所得、世帯状況によって決められた割合を基準額に乗じたものです。

●令和6年度介護保険料

所得段階	対象になる方	基準額	調整率	所得段階別の保険料	
				月額	年額
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ●世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,200円 (年額)	×0.285	1,380円/月	16,560円/年
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方		×0.485	2,350円/月	28,200円/年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方		×0.685	3,320円/月	39,840円/年
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		×0.90	4,370円/月	52,440円/年
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方		×1.00	4,850円/月	58,200円/年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.20	5,820円/月	69,840円/年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		×1.30	6,310円/月	75,720円/年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		×1.50	7,280円/月	87,360円/年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		×1.70	8,250円/月	99,000円/年
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		×1.90	9,220円/月	110,640円/年
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		×2.10	10,190円/月	122,280円/年
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		×2.30	11,160円/月	133,920円/年
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方		×2.40	11,640円/月	139,680円/年

※「合計所得金額」とは収入から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除（所得から差し引かれる金額）をする前の金額です。

※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方が対象です。

教えて！！介護保険料

Q1 なぜ保険料を負担するのですか？

介護保険制度は、老後における最大の不安である介護の問題を国民の皆で支える制度です。高齢者自身にも現役世代にも負担し合ってもらい、必要な介護サービスを提供しようとするものです。

国・県・町も財政負担していますが、約23%が高齢者の保険料でまかなうことになっています。

Q2 自分は元気だから介護保険は必要ないと思うのですが？

健康に自信のある方でも、病気やけがなどで急に筋肉が衰えてお身体の自由が利かなくなることがあります。また、高齢になると階段でつまづき骨折したり、認知症を発症したりすることもあります。自立した生活が出来なくなり支援が必要になったとき、みんなで支えあうために介護保険はあります。

Q3 65歳からすぐ保険料を払うのですか？

健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、加入している医療保険料と合わせて介護保険料を支払っています。

65歳になった月からは、医療保険料とは別に支払うこととなります。

Q4 65歳になりましたが、すぐに年金から徴収されますか？

年金から介護保険料を差引くことを「特別徴収」と呼んでいます。特別徴収をするためには**半年から1年程の準備期間が必要です。**

準備が整いましたら、特別徴収開始通知書または介護保険料決定通知書において、お知らせします。それまでの間は、お送りした納付書または口座振替によりお支払ください。

Q5 なぜ年金から保険料を差引くのですか？

保険料を納める方法は介護保険法の規定があり、年金からの差し引き（特別徴収）が第一順位になっています。これは高齢の方が金融機関等で納付する手間を省き、収納関係経費を抑え、確実な収納を行うために法律で決められています。

そのため、年金から差引きできる場合には自動的に特別徴収になります。（手続きは必要ありません。）

また、ご希望があっても納付書で納める普通徴収に変えることはできません。

Q6 私は年金から引かれていません。なぜですか？

保険料は年金からの差し引き（特別徴収）が基本ですが、次のような場合には特別徴収になりません。

納付書を郵送しますのでお支払ください。なお、支払い忘れのない口座振替のご利用をお勧めします。

- (1) 65歳になり、基礎年金等を受給しはじめてから約半年未満の方
- (2) 一宮町へ転入されて間もない方
- (3) 年金の現況届が必要な方で、提出が遅れた方
- (4) 年金を担保に借入れをしている方
- (5) 年金の受給額が年間で18万円未満の方
- (6) 老齢基礎年金を繰り下げているため、年金を受給していない方

Q7 【納付書でのお支払】口座振替の申込み方法は？

申込み用紙は、福祉健康課または町内の指定金融機関の窓口にあります。
申込み方法は、「預金通帳」「届出印鑑」をお持ちになり、お取引のある金融機関の窓口で「口座振替依頼書」にご記入の上、お申込みください。口座振替開始は、申込月の翌月以降になります。

Q8 滞納するとどうなるのですか？

保険料は、すべての被保険者で負担するものです。特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、サービス利用時の費用の全額負担や介護サービスが受けられなくなります。介護が必要になったときに困らないためにも月々の保険料を滞納しないようにしましょう。